

## 林業・異業種連携促進対策事業実施要領

### (趣旨)

第1条 林業・異業種連携促進対策事業（以下「補助金」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業の目的)

第2条 本県の森林資源は成熟期を迎えており、主伐や搬出間伐、主伐後の確実な再造林等を推進し、森林資源の循環利用を確立していく必要があるが、将来的な人口の減少や高齢化の進展、山村から都市部への人口流出等により、林業担い手の不足が懸念されている。

このため、地域の森林情報を蓄積している林業経営体を地域林業活性化のコーディネーターとして位置づけ、林業と建設業、造園業、観光業等の異業種との地域に応じた連携を支援し、多様な人材の林業分野への参入を促進することで、健全な森林の整備や素材生産拡大の取組等を推進するとともに、山村地域の雇用の創出を図ることを目的とする。

### (事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、補助事業者等は別表1、補助対象経費等は、別表2のとおりとする。

### (書類の経由)

第4条 補助事業者等は、補助金に係る事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続については、補助事業者等が所在する所管の広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては、所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては、上益城地域振興局長とする。以下、「広域本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

### (事業実施計画承認申請)

第5条 要項第3条に定める事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。  
なお、事業実施計画書には、補助事業者等と異業種との協定書の写しを添付するものとする。

ただし、既に協定を締結しており、これまでに補助事業者等と異業種間で連携に関する取り組みを継続して行っている場合は、過去の事業（林建・異業種連携雇用創出促進対策事業）で締結した協定書の写しをもって代えることができるものとする。

### (事業実施計画の承認及び内示)

第6条 知事は、要項第4条の規定に基づく事業実施計画を承認する場合は、別記第2号様式により補助事業者等に通知するものとする。

(事業実施計画の変更)

第7条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

(事業実施変更計画の承認)

第8条 知事は、事業実施計画の変更を承認する場合は、別記第2号様式により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付申請、変更申請)

第9条 要項第6条第2項第1号の事業計画書及び第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとし、規則第3条第1項第3号に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第1号様式が兼ねるものとする。

(補助金交付決定前着手)

第10条 要項第9条第1項の当該承認申請書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 知事は、前項の補助金交付決定前着手承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定前着手を承認し、別記第4号様式により補助事業者等に通知するものとする。

(事業の着手)

第11条 補助事業者等は、事業に着手したときは、速やかに別記第5号様式による着手届を広域本部長等に提出するものとする。

(事業の完了)

第12条 補助事業者等は、事業が完了したときには、速やかに完了届（別記第6号様式）を広域本部長等に提出するものとする。

- 2 前項の完了届の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 連携会議の内容が確認できる議事録等の書類及び写真
- (2) 現場指導実施状況が確認できる写真
- (3) 研修実施状況が確認できる資料又は写真

なお、(1)及び(3)は必須で添付するものとし、(2)は実施した場合に添付するものとする。

(県の確認検査)

第13条 広域本部長等は、前条の規定による完了届の提出があった場合には、事業実施及び完了の適否について、確認検査を行うものとする。確認検査調書の様式は、別記第7号様式とする。

- 2 前項の確認検査については、次の内容を確認するものとする。

- (1) 契約関係書類（支払い明細書等）
- (2) 事業実施関係書類（議事録、研修資料等）に基づく事業実施内容及び事業量

(事業実績の報告)

第14条 要項第13条第2項第1号の規定に基づく事業実績書は、別記第8号様式とする。

2. 広域本部長等は、規則第13条の規定に基づく実績報告書の提出があった場合は、確認検査調書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

(概算払の請求)

第15条 補助事業者等は、規則第16条及び要項第15条第2項の規定に基づき補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書に、出来高調書(別記第9号様式)を添付して知事に提出するものとする。

(事業の達成状況報告)

第16条 補助事業者等は、事業実施計画書に定めた指標の毎年度の目標値の達成状況について、達成状況報告書(別記第10号様式)を指標の目標年度の翌年度4月30日までに知事に提出するものとする。

なお、林業・異業種連携機械導入支援事業を実施する場合には、同事業実施要領第19条に規定する機械の利用状況報告書について、上記の達成状況報告と併せて知事に提出するものとする。

附 則

- 1 林建・異業種連携雇用創出促進対策実施要綱(令和3年4月22日施行)は廃止する。
- 2 林建・異業種連携促進対策事業実施要領(令和3年4月22日施行)は廃止する。
- 3 この要領は、令和4年4月25日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年4月17日から施行する。

別表1【第3条関係】

事業内容	補助率	補助事業者等
(1) 連携会議の設置・運営（必須取組） 地域の森林整備や素材生産等を安定的に実行できる体制を確立するため、連携する異業種、県等関係者により構成された連携会議の設置、運営に要する経費の補助を行う。	定額	認定事業体 熊本県版育成経営体
(2) 異業種のしごとづくり（任意取組） 林業に精通していない異業種が安心して作業に取り組めるよう、現場での技術指導、労働安全指導等に要する経費の補助を行う。	1/2以内	
(3) 林業技能研修受講（必須取組） 連携する異業種事業者の社員等がくまもと林業大学校基礎課程や補助事業者等が独自に開催する林業関係研修を受講する場合の旅費に対する補助を行う。	定額（旅費のみ）	

別表2【第3条関係】

区分	内容	備考
報償費	連携会議や現場指導における外部の指導者、講師、林家等への謝金	県基準又は補助事業者等の基準を参考にし、社会通念上過度な金額にならないよう注意すること。
技術者給	連携会議や現場指導における補助事業者等従業員への技術指導費	取組年度の本県における公共工事設計労務単価又は補助事業者等の基準を参考にすること。
賃金	連携会議や現場指導における事前準備、調整、運営等を行う補助事業者等従業員への日当等の金銭的給付	上記の技術者給と重複しないよう区分を明確にし、社会通念上過度な金額にならないよう注意すること。 また、異業種事業者従業員への賃金は含まないことに注意すること。
需用費	連携会議や現場指導における資料作成費、資材購入費、燃料費等の経費	
役務費	通信に要する経費（会議案内通知用）	

	切手、ハガキ等)	
使用料及び賃借料	会議室の使用及び借り上げ等に要する経費	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者等従業員が連携会議及び現場指導に出席するための旅費</li> <li>・ 外部の指導者、講師、林家等を招聘するための旅費</li> <li>・ 異業種事業体の社員がくまもと林業大学校基礎課程又は補助事業者等が異業種に対して独自に開催する林業関係研修を受講する場合の旅費</li> </ul>	異業種事業体の社員に対する旅費は県内の旅行を想定するものとする。

※ 上表以外の経費は原則対象外とするが、事業目的を達成するために必要な経費と県が判断する場合は対象経費とする。



**7 連携会議の設置・運営**

- (1) 連携会議名
- (2) 構成員名簿
- (3) 連携会議開催回数
- (4) 検討事項
- (5) その他活動

**8 異業種のしごとづくり**

- (1) 作業に取り組む連携会社数
- (2) 現場指導回数
- (3) 作業箇所及び内容

**9 林業技能研修受講**

- (1) 異業種における「くまもと林業大学校（基礎課程）」の受講予定の有無

有                       無

※有の場合は別紙「受講希望調査書」を併せて提出すること。

- (2) (1) 以外で開催予定の研修内容及び回数

**(注)**

- ・「7 連携会議の設置・運営」及び「9 林業技能研修受講」は必須取組のため必ず記入すること。
- ・「8 異業種のしごとづくり」は任意取組のため、実施する場合は記入すること。

第0 事業費内訳及び補助金額(単位:円)			
区分	事業費	積算内訳	
(1) 連携会議の設置・運営 報償費 技術者給 賃金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 旅費			
(2) 異業種のしごとづくり 報償費 技術者給 賃金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 旅費			
(3) 林業技能研修受講 旅費			
総合計	総事業費		
	負担区分	(1) 連携会議の設置・運営(定額)	その他
		(2) 異業種のしごとづくり(1/2)	その他
		(3) 林業技能研修受講(定額)	その他
		県補助金合計	その他
※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。 ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。			





## 別紙「内容と日数」

区分	番号	科目	内容	日数
	1	林業入門	森林、森林の機能等、林業、その他について説明及び用語解説。	0.50
	2	森林・林業政策	森林及び林業の動向や最新の制度を習得	1.00
	3	森林管理(基礎・経営計画)	持続的な森林管理と林業経営についての基礎知識を習得 森林管理(森林計画、森林経営計画)の基礎知識、計画作成手法を習得	0.50
	4	森林管理(施業地情報)	森林の所有権・地上権等の基礎知識、境界確定の手法と対策方法を習得	0.50
	5	立木評価	プロット調査実習とともに、間伐等を行う際の立木評価(素材生産に掛かる経費)作成	1.00
	6	施業プラン(施業提案)	施業提案書作成実務の習得	1.00
	7	森林調査(測樹基礎)	測樹(樹高、胸高直径)及び採材に掛かる講義及び現地実習	1.00
	8	森林調査(測量基礎)	コンパス測量及び机上実習(方法説明と現場測量、製図から面積算出)	1.00
	9	森林調査(GPS・GIS)	GPS・GISの基礎知識及び活用方法の習得	1.00
	10	森林調査(3Dレーザースキャナ、航空レーザ-計測)	3Dレーザースキャナ、航空レーザ-計測の知識及び操作方法の習得	0.50
	11	森林調査(ドローン)	ドローンの知識及び操作方法の習得	3.00
	12	林業労働安全(基礎)	林業労働安全の制度、現状・課題を習得	0.50
	13	チェーンソー操作法	チェーンソーの基本的な目立て、点検整備の習得	1.00
	14	チェーンソー操作法	安全に伐倒するための受け口や追い口の作り方の習得	1.00
	15	スマート林業	林業事業体におけるスマート林業技術の現場実装の取組状況(実際の現場でのドローン等の活用レクチャー等)	0.50
区分	番号	科目	内容	日数
技能講習	1	刈払機取扱作業者安全衛生教育	刈払機に係る安全衛生教育	1.00
	2	はい作業主任者講習	はい作業に係る技能講習	1.00
	3	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育	チェーンソーに係る特別教育	3.00



別記第3号様式【第10条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者等)  
氏名

年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業補助金交付  
決定前着手承認申請書

このことについて、 年 ( 年) 月 日付け 第 号で承認の  
ありました 年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業実施計画に基づ  
き、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので熊本県農林水産業振興補助金等交  
付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
		年 月 日 から 年 月 日 まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これの損失は補助事業者等が負担する。
- (2) 交付決定を受けた額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第4号様式【第10条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

(補助事業者等) 様

熊本県知事 印

年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業補助金交付  
決定前着手承認通知書

年 ( 年) 月 日付け 第 号で承認申請のありまし  
たこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定によ  
り承認したので通知します。

別記第5号様式【第11条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者等)  
氏名

年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業着手届  
年 ( 年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定の  
ありました 年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業について、下記の  
とおり着手しましたので、林業・異業種連携促進対策事業実施要領第11条の規定によ  
り提出します。

記

事業内容	事業費(円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
		年 月 日 から 年 月 日 まで	

別記第6号様式【第12条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者等)  
氏名

年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業完了届  
年 ( 年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあ  
りました 年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業について、下記のと  
おり完了しましたので林業・異業種連携促進対策事業実施要領第12条の規定により提  
出します。

記

1 完了の内容

事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了年月日	備考
		年 月 日 から 年 月 日 まで	







(2) 異業種のしごとづくり 報償費 技術者給 賃金 需用費 役務費 使用料及び貸借料 旅費		
(3) 林業技能研修受講 旅費		

総合計	総事業費		
	負担区分	(1) 連携会議の設置・運営(定額)	その他
		(2) 異業種のしごとづくり(1/2)	その他
		(3) 林業技能研修受講(定額)	その他
		県補助金合計	その他

別記第10号様式【第16条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者等)  
氏名

年度 ( 年度) 林業・異業種連携促進対策事業達成状況報告書  
林業・異業種連携促進対策事業実施要領第16条の規定により、目標達成状況について別紙のとおり報告します。

別記第10号様式の別紙【第16条関係】

〈達成状況報告〉

【年度(年度)】

目標を達成するため 定量化する指標	指標 単位	現状値		目標値(1年次)		目標値年度の報告		備考
		数値	年度	数値	年度	実績	年度	
①事業実施による異業種からの新規就業者数								
②協定締結数								
③連携会社数								
④異業種との連携による〇〇								
⑤異業種との連携による〇〇								

【年度(年度)】

目標を達成するため 定量化する指標	指標 単位	現状値		目標値(2年次)		目標値年度の報告		備考
		数値	年度	数値	年度	実績	年度	
①事業実施による異業種からの新規就業者数								
②協定締結数								
③連携会社数								
④異業種との連携による〇〇								
⑤異業種との連携による〇〇								

【年度(年度)】

目標を達成するため 定量化する指標	指標 単位	現状値		目標値(3年次)		目標値年度の報告		備考
		数値	年度	数値	年度	実績	年度	
①事業実施による異業種からの新規就業者数								
②協定締結数								
③連携会社数								
④異業種との連携による〇〇								
⑤異業種との連携による〇〇								

(注)

・指標の項目、現状値、目標値については、当該年度に提出した事業実施計画書をもとに記入すること。

別記第11号様式【第16条関係】

第 号  
年 ( 年) 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者等)  
氏名

林業・異業種連携機械導入支援事業等により取得した機械の利用状況報告  
について

林業・異業種連携促進対策事業実施要領第16条の規定により、別紙のとおり報告  
します。

添付資料

購入した機械の利用状況が確認できる書類又は写真